

平成25年3月

お客様各位

相双信用組合
理事長 庄子 勇雄

中小企業金融円滑化法の期限到来後の取組方針について

当組合は、中小企業金融円滑化法の期限到来後も取組方針は、従来からの対応と変わりありません。

中小企業金融円滑化法の取組方針

当組合は、地域の金融機関として信用組合の理念である相互扶助の精神の下、地域に根差し、協同組織金融機関としての重要な社会的役割と認識し、中小企業金融円滑化法が今年3月末に期限を迎えるにあたり、同法の期限到来後においても、当組合のお客様への対応方針が変わることはありません。

1. お客様からの新規融資や貸付条件の変更等のご相談・お申込みに対しては、これまで同様、お客様のご事情を十分にお聞きし、迅速かつ適切にお答えすることができるよう努めてまいります。
2. お客様の抱える問題や課題に対しては、お客様の立場になって適切な解決策のご提案ができるよう、経営改善に向けた取り組みを積極的に支援し、コンサルティング機能の発揮に努めます。

なお、お客様の金融円滑化のご相談は、本部または各営業店窓口でお受けしております。

【本件に関するお問い合わせ先】

相双信用組合 各営業店

受付時間 平日9：00から午後5：00まで

本部 経営改善支援委員会 0244-36-5561

平日9：00から午後5：00まで

二本松相談所 0243-22-6131

会津相談所 0242-37-0555

受付時間 平日9：30から午後5：00まで

(ただし、当組合の休業日を除く)